

# 「てもいいか」の意味・機能の拡張について

政 井 美 穂

## 1. はじめに

従来、「てもいいか」と「てもらってもいいか」という表現は、「てもいいか」が「許可を求める」表現、「てもらってもいいか」が「依頼」表現であるとされてきた。そのため、これらの用法は、別物であると考えられている。以下の文を見ていただきたい。

- (1) ここ、写真に撮ってもいい？
- (2) (バーにてバーテンダーに対して)  
「ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか？」
- (3) ここで、コピーさせてもらってもいいですか？
- (4) (ペットボトルのふたを指して)  
これ、開けてもらってもいいですか？
- (5) (先生が学生に)  
来週の木曜日に来てもらってもいいですか？

従来の考え方からすると、「てもいいか」と「てもらってもいいか」は区別して考えるべき表現である。そのため、(1) (2) は「許可を求める」表現であり、(3) ~ (5) は「依頼」表現ということになる。しかし、(1) ~ (5) は、そう単純に区別できる文ではない。それぞれの文の返答に着目すると、表現によって文の機能を区別することは難しい。まず (1) の返答には「どうぞ」「いいですよ」などが考えられる。これらの返答が有効である文の機能としては「許可求め」が挙げられる。次に (2) は従来の考え方からすると「許可を求める」ための表現ということになる。しかし、場所がバーであること、聞き手がバーテンダーであることから、この場合の返答としては「わかりました」「承知し

(2)

ました」などが使用されると思われる。これらの返答が有効である文の機能としては、「依頼」が挙げられる。また、(3)～(5)も同様に、(3)の場合の返答は「どうぞ」、(4)の場合の返答は「いいですよ」、(5)の場合は「わかりました」や「承知しました」が考えられ、「依頼」の文とは言い難いものがある。

このように(1)～(5)の分類は、非常に複雑で、表現ごとに文の機能を分類することは難しい。そもそも、「でもいいか」「てもらってもいいか」はともに、「でもいいか」という共通部分を持っており、全く別の表現として扱っていくには限界があると思われる。そこで、「でもいいか」と「てもらってもいいか」の関係性について考察し、これらの位置づけを明らかにしていくことが必要であると思われる。

それにより「依頼」表現、「許可求め」表現とは何か、日本人は何を基準に判断しているのか、どのように返答するとコミュニケーションがスムーズにとれるのかが明らかになればと考えている。それによって、日常会話の中で「でもいいか」という表現がどのような役割を担っているのかを結論付けたい。なお、ここで言う「依頼」表現、「許可求め」表現とは、「でもいいか」文におけるものであることに注意したい。

## 2. 先行研究

まず、「でもいいか」の先行研究を概観する。高梨(1995)では、シテモイイの意味は「許可」「意向」「許容」の3つに分化すると述べている。また、二次の意味として「外界の容認/可能」<sup>1</sup>を挙げ、さらにそこから派生した意味として「後悔/不満」<sup>2</sup>を表すと述べている。

遠藤(2006)では、テモイイ文型を①「行動展開表現」レベル、②「理解要請表現」レベル、③「自己表出表現」レベルという三つの表現レベルに分けて考えている。①「行動展開表現」レベルは、「行動」「利益」「決定権」に、必ず聞き手か話し手が入るということで、「人間がOKを出す表現」であり、〈許可求め・許可〉〈許可求め・譲歩〉〈許可与え・許可〉〈許可与え・譲歩〉〈申し出〉〈提供〉〈提案〉〈宣言〉の8つに分けられている。また、②「理解要請表現」

1 「外界の容認/可能」とは、外界の状況や規範の上で容認されること、または、可能であることを表すとされる。

2 「後悔/不満」とは、状況や規範の上では実現可能であるにもかかわらず、実現されていないこと、また、実現されなかったことを表すとされる。行為者が聞き手や第三者の場合には「不満」、話し手自身である場合には「後悔」の意味になるとする。

レベルは、行為の可否を決定するものが人間ではない「規則・慣習・経験・状況がOKを出す表現」であり、〈確認求め・許容〉〈確認求め・容認〉〈確認与え・許容〉〈確認与え・容認〉に分けられている。③「自己表出表現」レベル<sup>3</sup>は、内心発話や、独り言のような表現のことであるとされる。

これら「てもいいか」に関する、いずれの先行研究においても、「てもいい」が「依頼」表現として機能することについては、述べられていない。また、分類方法も明確でなかったり、複雑すぎたりしていると思われる。

次に「てもらってもいいか」の先行研究を概観する。砂川（2005）によると、「許可求め」表現というのは、イエス・ノー疑問文であるとされる。つまり、聞き手を動かして何かをさせるか、聞き手に動く意向があるのかないのか答えさせるという点に、依頼・指示・命令・許可求めの違いがあるということである。一方、「てもらってもいいですか」の場合の話し手の目的はイエス・ノーの答えを聞くことではなく、聞き手が動いてくれることであるとする。また、この言い方は、依頼表現としての使い方が定着しているとし、純粋な質問ではなく、丁寧な依頼と受け止められるのが普通だとしている。

熊井（2012）は、『Vテモラッテイイカは、話し手にとって成立が望ましい事態で、聞き手に通常以上の負担が生ずる指示や、その行為要求を行うことの妥当性・正当性があり、かつ聞き手の負担がそれほど高くない依頼に用いられた場合はそうでない場合に比べて適格性が高くなる』と述べる。つまり、話し手にとってその事態の成立が好ましいこと、また、聞き手に通常要求される以上の負担を強いることを示し、同時にイエス・ノーの判断を聞き手に委ねることで、聞き手に対する配慮を示そうとする心理が働くことになるとしている。

これら「てもらってもいいか」の先行研究についても、分類や分類基準が明確にされているものは少なく、事例の分類を行っているものはない。また、分類の手段として、聞き手の返答に着目しているものは、見当たらなかった。

また、いずれの先行研究においても「てもいいか」と「てもらってもいいか」を研究対象として、同時に扱っているものはなく、これまでの先行研究で、この2つの表現の関係性を明らかにしていくことは不可能であると考えられる。そこで、本稿では、「てもいいか」と「てもらってもいいか」の関係性について考察し、これらの位置づけを明らかにしていくことを目的としたい。

---

3 「自己表出表現」レベルは典型的な構造を持たない表現であるとされている。

### 3. 「てもいいか」文、「てもらってもいいか」文の特徴

「てもいいか」と「てもらってもいいか」の関係性を考察するにあたって、まずは、それぞれの文の特徴を明らかにしておく。その際、「てもいいか」文について考察した政井（2015）と「てもらってもいいか」文について考察した政井（2016）を参考にしていくことにする。

まずは、「てもいいか」である。これは、従来「許可を求める」ための表現であると考えられてきた。しかし、冒頭（2）のように、「許可を求める」ための表現として、該当しない文があることに気がついた。そこで、政井（2015）では、(2) のような文を「てもいいか」の新しい機能として提案するとともに、「てもいいか」の機能を見直すことにした。そのために、まず、それまでの先行研究で提示されている分類表では、分類できない用例があることを確認し、新たな分類表、分類方法を提示した。そして、それを用いて、実例の分類を試みた。分類の結果、「てもいいか」文のほとんどは、典型的な「許可求め」表現として使用されていることが分かった。次いで、「判断うかがい」「許可求めのふりをした宣言」という新たに設けた表現が使用されていた。しかし、一方で、「依頼的用法」として使用されている文は見つからなかった。この結果は、「てもいいですか」という表現は「依頼」として機能しにくいということを示しているが、これが書き言葉であるからなのか、「てもいいですか」という表現であるからなのかは、現段階では分からない。しかし、作例であったとしても、冒頭（2）のような文を考えることは可能である。

次に、「てもらってもいいか」である。これは、従来「依頼」表現であると考えられている。しかし、冒頭（3）～（5）のように、単純に「依頼」表現であるとは言い難い文もある。そこで、政井（2016）において、「てもらってもいいか」文の機能の見直しを行なった。政井（2016）では、「てもらってもいいか」文の機能を特定するために、返答の形に着目した。それは、文の機能を考えるときに、聞き手の立場で、どのように動くか、また、どのように返事をするかで判断していく方が、分かりやすく、分類が明確になるのでないかと考えたからである。また、日本語学習者にとって重要なのは、明確に表現の機能を特定することではない。話者の発話に対して、ふさわしい言動をとることの方が重要だと思われる。そういった意味でも、返答の形に注目する分類は有効だと言えるのではないかと提案した。なお、この分類に使用した返答は、「許可を求める」文に対する返答と考えられている「どうぞ」「いいですよ」と「依頼」

文の返答として考えられている「わかりました」である。分類の結果から、返答の形式について、まとめたものを【表1】として提示する。【表1】を作成するにあたって、表現による比較も必要であると考え、「でもいいか」「てもらえませんか」も取り上げている。「てもらえませんか」という表現を加えたのは、「てもらえませんか」が典型的な「依頼」表現であると考えたからである。「でもいいか」「てもらってもいいか」はともに、文末が「～か」という質問形式になる文である。そこで、同様に「～か」という質問形式になる「依頼」表現として使用される「てもらえませんか」を挙げた。

【表1】返答の形式一覧表<sup>4</sup>

決定権	A (相手)		? (相手との関係性)
返答	どうぞ	いいですよ	わかりました
でもいいですか	○	○	? (ギムレット文)
てもらってもいいですか	△	○	△
てもらえませんか	×	○	○

【表1】の通り、「でもいいですか」の返答には、「どうぞ」「いいですよ」の使用が多く、「てもらえませんか」の返答には「いいですよ」「わかりました」の使用が多いことが分かる。また、「てもらってもいいですか」は、「どうぞ」「いいですよ」「わかりました」のいずれも使用できるが、「どうぞ」「わかりました」は△となっており、「いいですよ」に比べると制約が多くなる。ここで「どうぞ」と「わかりました」が△になるのは、文法や人間関係によって制約を受けると考えたからである。

以上のことから、「てもらってもいいですか」文に対して「どうぞ」という返答が可能な文は「許可を求めた」文として機能し、「いいですよ」という返答がふさわしい文は「依頼」文として機能しているということができると考えた。また「わかりました」という返答がふさわしい文は「命令」文として機能しており、いずれの返答も該当しない文は、特に返答を必要としない場合、普段は言いにくい事柄を伝える場合に使用されていることが分かった。前述の分類方法にしたがって、実例の分類を行うことで、分類の実用性も確認している。政井(2015)においては、「でもいいか」と「てもらってもいいか」は区別して考えるべき表現であると述べた。しかし、これらの結果を受けて「でもいい

4 【表1】は、政井(2016)【表11】を引用し、再掲したものである。

(6)

か」と「てもらってもいいか」という表現は複雑なものであると判断した。よって、区別して考えていくには限界があるのではないかとこの考えに至った。

以上のことから、「てもらってもいいですか」という表現は「依頼」という用法に特定されるわけではなく、さまざまな用法として使われていることが分かった。また、例文の機能を特定するための方法として、返答の形に注目することは有効な手段であるといえる。

つまり、「てもいいか」と「てもらってもいいか」はともに、多くの機能を持つ、複雑な表現であることが分かる。「許可を求める」ための表現と考えられている「てもいいか」が「依頼」的な表現として使用でき、また、「依頼」表現と考えられている「てもらってもいいか」文で、「許可を求める」文に有効な返答とされる「どうぞ」「いいですよ」の使用ができる。また、冒頭(2)の場合の返答には、「依頼」文の返答として有効な「わかりました」を使用する。このことから、「てもらってもいいか」と「てもいいか」「てもらえませんか」は、複雑に絡み合っており、非常に密接な関係にある表現と言えるのではないだろうか。

よって、「てもいいか」の意味・機能を明らかにしていくためには、これら3表現の関係を明らかにしていく必要があると思われる。そのためには、政井(2016)「てもらってもいいか」文の分類方法を参考にしていくのが有効であると考えられる。それによって、「てもらってもいいか」文と「てもいいか」文「てもらえませんか」文との、それぞれの関係を明らかにすることもできるのではないかと考える。また、それは、3表現における「てもらってもいいか」の位置づけを明らかにすることにも繋がるのではないかと考えている。

#### 4. 「てもらってもいいか」文の位置づけ

ここまでの内容で、「てもらってもいいか」文は「てもいいか」文と同じく「許可求め」的に機能する場合と「てもらえませんか」と同じく「依頼」的に機能する場合があることが分かった。「許可求め」に限定されるわけでも「依頼」に限定されるわけでもなく、どちらの機能も合わせ持つのが「てもらってもいいか」文の特徴である。よって、「てもらってもいいか」文の機能を明らかにすることは、「許可求め」文と「依頼」文の関係を明らかにしていくための有効な方法になってくるとと思われる。そのために、まずは「てもらってもいいか」の機能から「てもいいか」「てもらえませんか」との関係を明らかにし、この3表現の中での「てもらってもいいか」文の位置づけを考えることにする。位置づけを明らかにするためには、政井(2016)で作成した【表1】「返答の形

式一覧表」が、足がかりになりそうである。政井（2015）では「てもいいですか」「てもらえませんか」ともに「行動／決定権／利益」の3点から文の構造を分析し、分類を明らかにしてきた。「てもらってもいいですか」においても、この観点からの分析を行うことができないだろうかと考え、分類を行なうことにした。

熊井（2012）では、「てもらってもいいか」の用法について、「Vテモラッテモイイカは、聞き手に決定権があるか否かにかかわらず、行為要求に社会通念上やその状況において、何らかの意味で妥当性・正当性があると判断される、話し手にとって実現が好ましい行為で、そこにそれほど大きくはないが聞き手に通常以上の負担が生ずる行為要求の場合に用いることが可能になる」と述べている。つまり、熊井（2012）は、「好ましい事態」「受益」「正当性」「聞き手の通常以上の負担」「決定権」「聞き手の拒否権」という多数の観点から「てもらってもいいですか」文の分析を行っていることになる。

しかし、熊井（2012）で示す「社会通念上やその状況において、何らかの意味で妥当性・正当性があると判断される、話し手にとって実現が好ましい行為」とは、少なからず話者に「利益」があることを示すと考えることができるし、また、「それほど大きくはないが聞き手に通常以上の負担が生ずる行為要求」ということで、その行為による負担の度合いには違いがあっても「行動」をするのは聞き手であると考えることができる。さらに「てもらってもいいですか」とあるように、文末に「てもいいですか」が使用されているということで見かけだけであったとしても「決定権」は聞き手（A）が持つことになると考えることもできないだろうか。

以上のことより、「てもらってもいいですか」文においても、「行動」「決定権」「利益」の3点から分析を行うことが可能であるといえる。また、その構造は、「行動」するのは聞き手（A）、「決定権」を持つのは聞き手（A）、「利益」を受けるのは話し手（J）というパターンになると考えることができる。ここまでの内容を以下、【表1】に示す。

【表2】「許可求め」「依頼」「てもらってもいいですか」文の位置づけ

表現形式	行動	決定権	利益	例文
許可求め	J	A	J	隣に座 <u>って</u> てもいいですか？
てもらってもいいですか	(A)	A	(J)	(ペットボトルのふたをさして)これ、開 <u>けて</u> てもらってもいいですか？
依頼	A	A	J	窓を開 <u>けて</u> もらえませんか？



(8)

この場合、「依頼」表現と「てもらってもいいですか」は「A / A / J」という同じ構造をとることが分かる。このことから「てもらってもいいですか」は「依頼」的な表現として機能すると言える。また、「てもらえませんか」文と「てもらってもいいか」文の違いは、「てもらってもいいですか」の「行動」にあたる部分が「(A)」(括弧閉じ)、「利益」にあたる部分が「(J)」(括弧閉じ)というように括弧をつける形になっていることである。これは、「てもらってもいいですか」文では、「行動」「利益」にあたる、話者・聞き手の存在があいまいになると考えたからである。つまり、「てもらってもいいですか」を使用しても、自然な文というのは、聞き手にとって「行動」することの負担が軽いものになっているということである。また、その場合、「行動」によって受ける恩恵も軽いものになると考えられるため「利益」を受ける自分の存在もあいまいになるだろうと考える。ここでもう一度、例文を提示し、ここまで見てきたことを確認する。

(6) (募金団体に対して)

募金させてもらってもいいですか？

(7) (顔見知り程度の人に)

100 円、貸してもらってもいいですか？

(8) (顔見知り程度の人に)

100 万円、貸してもらってもいいですか？

(6) は「させる+てもらってもいいですか」という表現になっている。このことから「募金をする」という「行動」は話者(自分)のものであると考えられる。そのため(6)は「許可求め」の文であると言える。

また(7)の「行動」にあたるものは「100円貸す」というように、聞き手(相手)にとって負担が軽いものになっているが、(8)の「行動」は「100万円貸す」ことであり、「100円貸す」ことよりも、聞き手(相手)の負担が大きいと思われる。また、聞き手(相手)との人間関係も「顔見知り程度」となっており、100万円を貸し借りするような特別な関係性はないことが分かる。よって、(8)のような文において「てもらってもいいですか」を使用すると傲慢さを感じるようになるといえる。また、(7)の場合には、実際に相手は「100円貸す」という行動をするため、「依頼」の文であるといえる。しかし同時に、聞き手(相手)にとって「行動」の負担が軽いものであるため、返答としては「いいですよ」が考えられる文ということになる。



ここまで何度も述べていることだが、「てもらってもいいですか」は「許可求め」的にも「依頼」的にも、また「命令」的にも機能する文であるということが分かる。そのため【表2】の通り、「てもらってもいいですか」は「てもいいか（許可求め）」と「てもらえませんか（依頼）」の間に位置づけた。これは、【表1】返答の形式一覧表とも一致する。

## 5. 文の定義

従来の考え方では、文の機能は使用されている表現によって、特定するというのが常識であった。しかし、多様な意味・用法を持つために、表現から機能を特定しようとする複雑な分類方法になってしまうものもあると思われる。本稿で扱っている「てもいいか」もその一つである。そこで「てもいいか」文と「てもらってもいいか」文の分類方法を簡易化するため、5. では、文の定義についての見直しを行ないたい。ここでは、政井（2016）の分類を参考にし、その中で取り上げた「許可求め」「依頼」「命令」について考える。なお、この場合の「許可求め」「依頼」「命令」とは、ここまで扱ってきた「てもいいですか」文「てもらってもいいですか」文、「てもらえませんか」文の中で、それぞれの機能をもった文ということである。

「てもいいか」の意味・用法を従来の考え方で見えていくと「てもいいですか」が使用されている場合には「許可求め」の表現となり、「てもらってもいいですか」が使用されている場合には「依頼」表現や「指示」表現とも言える。

しかし、ここまで見てきたように「てもいいですか」は「許可」、 「てもらってもいいですか」は「依頼」と限らず、使用できることが分かっている。そのため、表現によって文の機能を特定するという従来の方法ではなく、4. の内容や政井（2016）の分類を参考に、返答の形式から文の機能を特定していくというのが、5. の目指すところである。

ここまで何度も述べている通り、政井（2016）では「てもらってもいいですか」文を返答の形から分類することを試みた。その結果、「てもらってもいいですか」文は「どうぞ」「いいですよ」「わかりました」という3つの返答に分類することができた。また、それによって、文の機能が明らかになった。以下、見ていただきたい。これは、分類結果をまとめたものである。

- ① 「どうぞ」と返答できる文は「許可求め」として機能する。
- ② 「いいですよ」という返答がふさわしい文は「依頼」的に機能する。

③ 「わかりました」という返答がふさわしい文は「命令」的に機能する。

上記に示した①～③は、いずれも文頭に「「てもらってもいいですか」文に対して」という前置きがある。しかし、その文頭部分をはずしてしまうと、そのまま「許可求め」文、「依頼」文、「命令」文の定義として使用することができそうである。よって、これが定義として使用可能か、以下で考察を行なう。

まず「どうぞ」という返答についてである。【表2】からも分かる通り「許可求め」文の構造は「J/A/J」となる。これは「行動」をするのが「話者(自分)」である事柄を「聞き手(相手)」に「決定」してもらおうということである。したがって、これらの文の返答には、「聞き手(相手)」に「行動」を促すような表現がふさわしく「どうぞ」が当てはまる。つまり「許可求め」に対する返答には「どうぞ」が考えられるということである。このことから「どうぞ」と返答できる文は「許可求め」として機能すると言うことが可能であると考えた。

次に「いいですよ」という返答についてである。「～いいですか?」という質問文であれば、文脈上、不自然な点があったとしても「いいですよ」という返答が可能であるように思われる。このことは【表1】で示されている通り「てもいいですか」「てもらってもいいですか」「てもらえませんか」の全ての表現で「いいですよ」に「○」がついていることから分かる。しかし、実際には「いいですよ」という返答がふさわしくない文も見つかった。「いいですよ」が使用できるのは、「話者」と「聞き手」が一緒に何らかの「行動」をする場合、または「聞き手」が「行動」する場合である。つまり「いいですよ」という返答は「聞き手(相手)」が「行動」を了承していると考えられる。「聞き手」が「行動」を了承するような問いかけの文といえば「依頼」表現である。このことから「いいですよ」と返答できる文は「依頼」のように機能すると言うことが可能であると考えた。

最後に「わかりました」という返答についてである。「わかりました」と答えるということは、「聞き手」から「話者」への承諾を示しているということである。つまり、この場合「話者」の問いかけに対し「聞き手」が承諾するということが「依頼」であると思われる。したがって、「わかりました」と返答する文も「依頼」として機能すると言うことが可能であると思われる。しかし、「わかりました」という返答においては、承諾するしか方法がない場合も考えられる。つまり「行動」の「決定」に「聞き手(相手)」の意志は考慮されないということである。これは、たとえば、企業において、先輩社員から仕事を

頼まれた場合などが考えられる<sup>5</sup>。よって、「わかりました」という返答をする文は「命令」として機能する場合があるということが可能である。

以上のことから、上記で示した①～③は、それぞれの文の定義として使用することが可能であるといえる。ただし、「いいですよ」と返答する場合と「わかりました」と返答する場合の両方で「依頼」として機能している文がある。これらを見分けるためには、政井（2016）と同様、人間関係や「行動」の内容に注目する必要があると思われる。

「聞き手」と「話者」の関係が対等、または、それに近いものである場合には「いいですよ」という返答が使用されることが多い。また「話者」と「聞き手」の関係が、上司や部下、客と店員、先生と生徒、主人と家来などの特別なものであることが明らかである場合には「依頼」文というよりも「命令」文としての機能が強くなると考えられるため、「わかりました」という返答が適切であると思われる。さらに「行動」を実行した場合「聞き手（相手）」が受ける負担が重い場合には「わかりました」が使用した方が適切であると考えられ、過度な負担を強い行動であると思われる場合には「いいですよ」という返答がふさわしくなる。

このように返答の形に注目しても「依頼」文を分類するのは複雑になってしまっているのが現状である。しかし「話者」が「聞き手」に行動を促している場合には「どうぞ」は使用されにくいこと、特別な人間関係がある場合には「いいですよ」が使用されにくいことの2点をおさえておくことで、複雑さも少しは解消されるのではないだろうか。

これらのことから、「どうぞ」と返答できる場合には「許可求め」として機能し、「いいですよ」と返答できる場合には「依頼」的に機能する傾向があると定義する。また「わかりました」に関しても「命令」的に機能する傾向があると定義することができる。しかし、この定義は「てもいいですか」「てもらってもいいですか」「てもらえませんか」文におけるものであることに注意したい。また、現段階では、十分な調査ができていないため、今後は「てもいいですか」文「てもらえませんか」文においても、返答の形式で分類することが可能かどうかの分析を行なう必要があると考えている。

5 たとえば「会議までに、この資料コピーしておいてもらえませんか?」「会議までに、この資料まとめておいてもらってもいい?」などが挙げられる。

## 6. 結論

本稿では「てもらってもいいか」が「てもいいか」「てもらえませんか」とどのような関係があるのかを考察し、位置づけを考えた。その結果、「てもらってもいいですか」文は返答の形から分類を考えることができ、「てもいいですか」文「てもらえませんか」文とそれぞれ共通する部分があることが分かった。

また、それによって、これらの位置づけも明らかになり、定義についても、新たな視点から提示することができたように思う。「てもらってもいいですか」文は、「行動 / 決定権 / 利益」から見る構造上、「てもらえませんか」と同じ「A / A / J」のパターンとなるが、文によってはそれぞれの存在があいまいになると考えられるため、「許可求め」的な働きが大きくなると思われる。そのため「てもらってもいいですか」は「許可求め」の影響も「依頼」の影響も受けていると考えた。よって「許可求め」表現と「依頼」表現の間に「てもらってもいいですか」を位置づけた。

また、4. での位置づけを受けて「どうぞ」と返答できる場合には「許可求め」として機能すると定義することができた。さらに「いいですよ」と返答できる場合には「依頼」的に機能する傾向があり、「わかりました」に関しても「命令」的に機能する傾向があると定義することができた。以上のことから、政井(2015)や政井(2016)も踏まえ、これまでの内容をまとめたものを一覧表として提示する。以下、【表3】を見ていただきたい。

【表3】意味・用法と返答の形式一覧表

表現形式	行動	決定権	利益	例文	返答例
てもいいですか	J	A	J	隣に座 <u>って</u> てもいいですか？	どうぞ / いいですよ
	A	(A)	J	ギムレット、もう一杯飲 <u>ん</u> でもいいですか？	わかりました 承知しました
てもらっても いいですか	J	A	J	(募金団体に対して) 募金 <u>させ</u> てもらってもいいですか？	どうぞ
	(A)	A	(J)	(ペットボトルのふたを <u>さ</u> して) これ、開 <u>け</u> てもらってもいいですか？	いいですよ
	(A)	(A)	(J)	(先生が生徒に) 明日までに宿題を <u>し</u> てきてもらってもいいですか？	わかりました 承知しました
てもらえませんか	A	A	J	窓を開 <u>け</u> てもらえませんか？	いいですよ
	A	(A)	J	(上司が部下に) コーヒ <u>ー</u> を <u>買</u> ってきてもらえませんか？	わかりました 承知しました

「てもいいですか」「てもらってもいいですか」「てもらえませんか」というそれぞれの表現で下段に示してある「決定権」にあたる部分が「(A)」(括弧閉じ)になっているのは、【表2】でも示した通り、相手との関係によって、「決定権」を持つ人があいまいになると考えたからである。

これらのことから「てもいいですか」「てもらってもいいですか」「てもらえませんか」の3つの文は、複雑に絡み合い存在しているといえる。特に「てもいいですか」「てもらってもいいですか」においては、ある表現がある特定の機能をもつということではなく、使用範囲が広い表現であるともいえる。そのため、表現によって機能を特定することは難しく、返答から、機能を特定していく方が得策であると考えられる。

また、返答に注目するという観点から「許可求め」文、「依頼」文、「命令」文の定義を考えていくことで、人間関係などによって複雑になってしまう文の分類に、広く応用可能な分類方法になっているのではないかと考える。

本稿は「てもいいですか」「てもらってもいいですか」「てもらえませんか」の3つの文にのみ注目し、調査を行なった。そして、この3つの文に関しては「どうぞ」「いいですよ」「わかりました」という返答の形に注目することで、文の機能や定義を明らかにしていくことが可能であるように思われる。以上のことから、「てもらってもいいですか」を含む「てもいいか」は、日常会話の中では、本来の用法以上の働きをしつつあると言える。つまり、「てもいいか」の意味や機能は拡張してきているということである。また「依頼」表現が「てもらえませんか」に留まらず、「てもらってもいいですか」に侵食してきているという現状を考えると、今後、ギムレット文が増えていくという事態が起こるかもしれない。いずれにしても「てもいいか」文が強い力を発揮していくことになるということはいえそうである。

しかし、ここで提示した機能や定義について、現時点の考察で言えるのは、ふさわしいという表現に留まるものである。また、この方法が全ての「許可求め」文、「依頼」文、「命令」文に対応可能かどうかは分からないため、今後の課題として調査を続けていきたい。

## 参考文献

- 遠藤直子(2006)「初級文型の硬直化」を防ぐために―テモイイ文型を例として『日本語文法』6(1):72-87. 日本語文法学会
- 遠藤直子(2008)「日本語学習者による初級文型～テモイイのとらえ方について―「初級文型の硬直化」の問題から」『日本語教育』137:21-30. 日本語教育学会

(14)

- 熊井 浩子 (2012) 「行為要求表現について：V テモラッテイイカを中心に」『静岡大学国際交流センター紀要』6：1-19. 静岡大学
- 砂川有里子 (2005) 「『～てもらっていいですか』という言い方—指示・依頼と許可求めの言語行動」小泉保著『小泉保博士傘寿記念論文集 言外と言内の交流分野』大学書林
- 高梨信乃 (1995) 「シテモイイとシテイイ—条件接続形式による評価的複合表現②—」『日本語類義表現の文法 (上)』244 - 252. くろしお出版
- 砂川有里子 (2006) 「ご住所書いてもらっていいですか」北原保雄編著『続弾! 問題な日本語』84-89. 大修館書店
- 高梨信乃 (2011) 「行為要求について—日本語教育における問題—」『神戸大学留学生センター紀要』17：神戸大学
- 平田真美 (2011) 「「テモラッテモイイですか」の使用に関する一考察」『国際交流センター紀要』5：83-88. 埼玉大学国際交流センター
- 政井美穂 (2015) 「「てもいいか」の意味・用法に関する研究—「ギムレット、もう一杯飲んでもいいですか」が依頼と解釈できる場合を中心に—」『実践國文學』88：実践女子大学
- 政井美穂 (2016) 「返答のタイプによる「てもらってもいいか」の用法の分類」『実践國文學』90：実践女子大学

(まさい みほ・実践女子大学大学院 平成 27 年度 修了)